

第2章 指定可燃物の運用基準

第1 総 則

1 指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表第7の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。なお、不燃性又は難燃性のものは、当該品名欄に掲げる物品に該当しない。

第1-1表 条例別表第7と具体的な品名（例）

可燃性 固体類等	綿花類等	品 名		数 量	具体的な品名（例）
	○	綿花類		200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	○	木毛及びかんなくず		400 kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
	○	ぼろ及び紙くず		1,000 kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌
	○	糸類		1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類		1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料		1,000 kg	廃棄物固化燃料（RDF等）
○		可燃性固体類		3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭・木炭類		10,000 kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類		2 m ³	潤滑油、自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず		10 m ³	家具類、建築廃材
	○	合 成	発泡させたもの	20 m ³	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	○	樹脂類	その他のもの	3,000 kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

2 品名の区分

条例別表第7の品名欄に掲げる物品のうち、綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は難燃性の判断については、資料第7「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

(1) 綿花類

- ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- ウ 羽毛は綿花類に該当する。
- エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛は、綿花類に該当しない。
- オ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

(ア) 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

(イ) 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

(2) 木毛及びかんなくず

ア 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。

イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

(3) ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

古本及び古着として販売されるようなものは、それぞれ本及び衣服としての本来の製品価値があるものとして取り扱うが、再生紙の原料として回収された古本や切り刻んでウエスの材料として使用される古着等は、本来の製品価値を失ったものとして取り扱う。

(4) 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

(5) わら類

ア わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

イ 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

ウ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

(6) 再生資源燃料

ア 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。

(ア) RDF（Refuse Derived Fuel）

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

(イ) RPF（Refuse Paper and Plastic Fuel）

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの。

(ウ) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

イ 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

ウ ヤシ殻を燃料として加工したパームヤシ殻は、再生資源燃料に該当する。

(7) 可燃性固体類

ア 可燃性固体類には、 α -クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。

イ 条例別表第7備考(6)の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。

(8) 石炭、木炭類

ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

イ れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。

ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

(9) 木材加工品及び木くず

ア 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

イ 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。

ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。

エ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。

オ 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

カ 製品の木材チップは、木材加工品に該当する。

(10) 合成樹脂類

ア 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発砲スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

ウ 条例別表第7備考(9)の不燃性又は難燃性の判断

- (ア) JIS K 7201-2「プラスチック - 酸素指数による燃焼性の試験方法 - 第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。
- (イ) 上記(ア)の方法により難い粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性又は難燃性の試験方法については、資料第8「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

第1—2表 一般的に使用される合成樹脂の例

<p>酸素指数 26 未満の 合成樹脂の例※</p>	<p>アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS) エポキシ樹脂 (EP) ……接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂 (UP) ポリアセタール (POM) ポリウレタン (PUR) ポリエチレン (PE) ポリスチレン (PS) ポリビニルアルコール (PVAL) ……粉状 (原料等) ポリプロピレン (PP) ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル酸樹脂)</p>
<p>酸素指数 26 以上又は 液状の合成樹脂の例</p>	<p>フェノール樹脂 (PF) フッ素樹脂 (PFE) ポリアミド (PA) ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニルデン樹脂) ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂) ユリア樹脂 (UF) ケイ素樹脂 (SI) ポリカーボネイト (PC) メラミン樹脂 (MF) ……球状 (原料等) アルキド樹脂 (ALK)</p>

※ 難燃化により酸素指数が26以上のものがある。

注 () 書きは略号又は別名を示す。

エ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

(ア) 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液 (ラテックス) を精製したものであり、ラテックス

を凝固して個体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

(イ) 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

第1—3表 合成ゴムの例

スチレンブタジエンゴム (SBR)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム (NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

(ウ) 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

オ 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

カ ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを含んだ製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）が該当する。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

キ フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。

第1—4表 フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

ク ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

(11) 条例別表第7の品名欄に掲げられた異なる複数の物品が一体となった製品等

ア 条例別表第7の品名欄に掲げられた異なる複数の物品が一体となった製品又は混在しているものについては、当該それぞれの物品の貯蔵又は取扱い数量が条例別表第7に定める数量以上となる場合に、当該物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

イ 条例別表第7の品名欄に掲げられた物品とその他の物品が一体となった製品又は混在しているものについても、前アと同様に判断し規制する。ただし、当該その他の物品の割合が、

重量及び容積のいずれにおいても、物品全体の 50%以上となる場合は除く。

3 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第 7 に定める数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

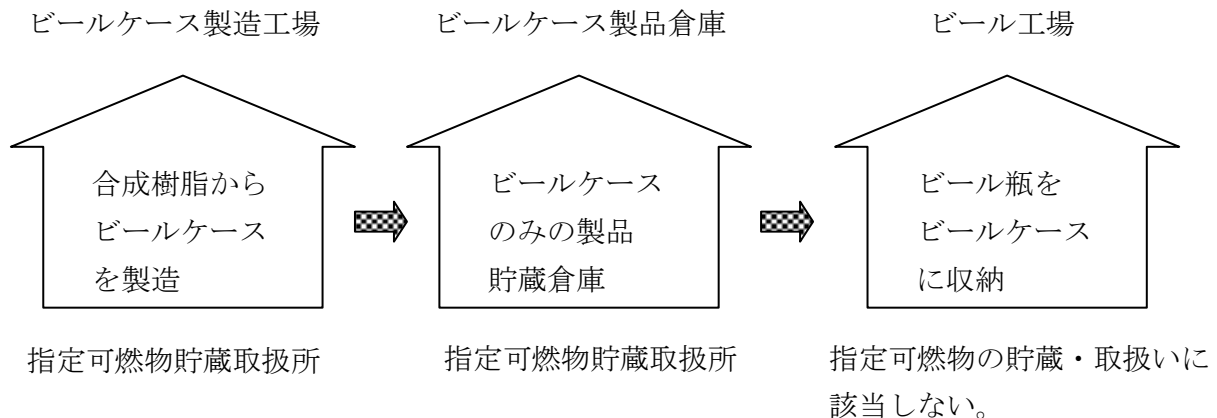
(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類等

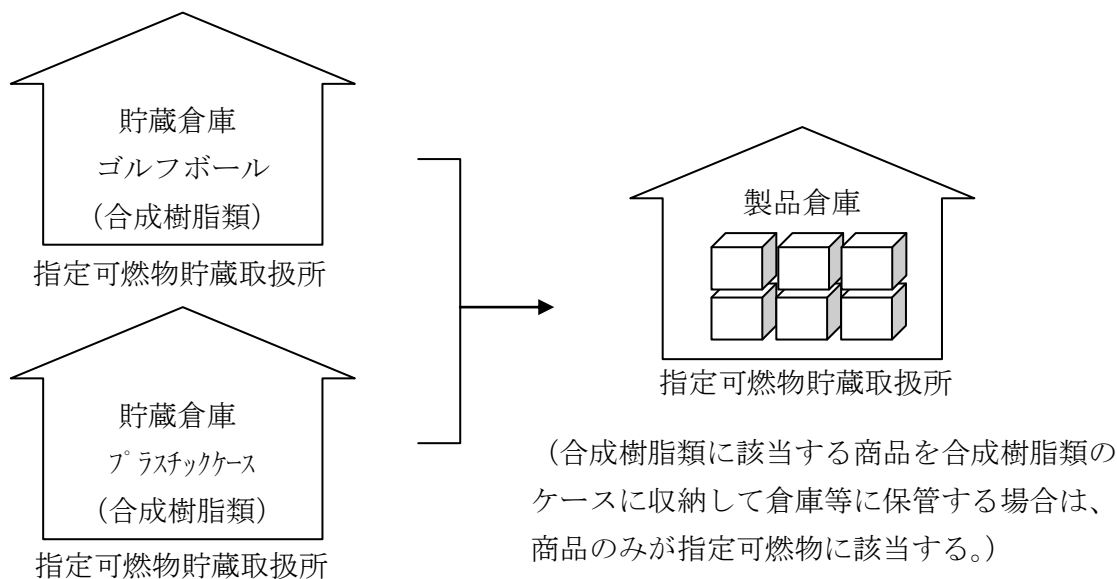
イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

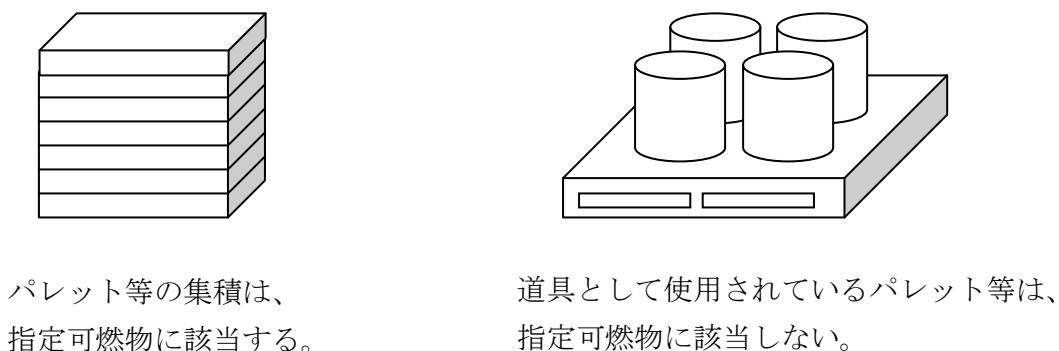
エ ビールケース、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（第 1-1 図～第 1-3 図参照）



第 1-1 図



第 1 - 2 図



第 1 - 3 図

4 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

指定可燃物の同一場所の範囲については、次の例による。

なお、条例別表第 7 の品名欄に掲げられた物品を、同表に定める数量未満貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

下記及び条例において、「屋内」及び「屋外」の定義は第 1 節第 1.1 を準用する。

ただし、原則「屋上」における指定可燃物の貯蔵又は取り扱いは認められない（引火点 40℃以上で別表第 7 に定める数量の 10 倍未満の可燃性液体類又は綿花類（条例別表第 7 に定める数量の 100 倍以上を貯蔵し、又は取り扱う合成樹脂類及び廃棄物固形燃料等を除く。）を貯蔵又は取り扱う施設に限り指導。他の施設は義務）。◆

(1) 可燃性液体類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

次の場合、それぞれの場所を一の場所とする。

(7) 容器若しくは設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

- a 施設相互間が耐火構造の壁又は自動閉鎖式の特定防火設備（隣接する2施設のいずれかの貯蔵取扱数量が別表第7に定める数量未満の場合は、不燃材の壁又は自動閉鎖式の防火設備）により防火上有効に隔てられている。
- b 可燃性固体類等について、条例第34条第2項第1号表の空地の幅欄の距離（可燃性固体類等の数量の倍数欄は、離隔する2施設の貯蔵取扱数量の合算倍数を適用、当該倍数が1未満の場合は「1以上20未満」を適用）が離隔距離として確保されている。
- c 動植物油類について、3mの離隔距離が確保されている。

なお、aに規定されている耐火構造の壁等の設置範囲は、第1節第1.1(1)アを準用する。
この際、当該3mの離隔距離は上記b及びcに規定する離隔距離に読み替える。

(イ) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

第1節第1.1(1)イを準用する。

(ウ) タンクと設備が同一工程の場合

第1節第1.1(1)ウを準用する。

イ 屋内（「屋上」を除く。）の場合

第1節第1.1(2)を準用する。

この際、第1節第1.1(2)ア(イ)に規定する保有空地例は、貯蔵取扱数量が条例別表第7に定める数量の10倍未満の施設に限り適用される。

ウ 屋上の場合

第1節第1.1(3)を準用する。

なお、当該基準は貯蔵取扱数量が条例別表第7に定める数量の10倍未満の施設に限り適用される。

エ 屋外及び屋内が混在する場合

第1節第1.1(4)を準用する。

オ 付属配管の取扱い

第1節第1.1(6)を準用する。

(2) 綿花類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

(7) 容器若しくは設備により貯蔵し、若しくは取り扱う場合

集積単位相互間に、条例35条第2項第2号及び第3号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離以上の離隔距離があれば当該集積単位ごととすることができる（例：295㎡の合成樹脂類と420㎡の合成樹脂類は5m以上の離隔距離があれば、別施設とすることができる。）。

なお、当該集積単位の間には、延焼の媒体となるような可燃物等を置かないよう指導すること。◆

なお、当該離隔距離が確保できない範囲に(1)ア(7) a に示す隔壁を設けることで別場所とできる。この際、当該隔壁の設置範囲は、第1節第1.1(1)アを準用する。なおこの中で、

当該3mの離隔距離は、上記の条例35条第2項第2号及び第3号に規定されるそれぞれの集積単位区分に応じた離隔距離の合算距離と読み替える。

(イ) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

(1)ア(イ)による。

(ウ) タンクと設備が同一工程の場合

(1)ア(ウ)による。

イ 屋内（「屋上」を除く。）の場合

原則として建築物ごととする。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

(ア) 不燃区画例による

(イ) 第1節第1.1(2)ア(ウ)による。

ウ 屋上の場合

上記ア(ア)を準用する。

なお、当該基準は貯蔵取扱数量が条例別表第7に定める数量の100倍以上を貯蔵し、又は取り扱う合成樹脂類及び廃棄物固形燃料等には適用されない（屋上に設置することはできない。）。

エ 屋外及び屋内が混在する場合

上記(1)エを準用する。

オ 付属配管の取扱い

上記(1)オを準用する。

(3) 他品名（少量危険物を含む。）の貯蔵取扱施設相互を別場所とするための措置

基本的に、それぞれの施設における「同一場所の扱い」による措置とする。

この際、屋外における施設相互間の離隔距離については、下記に示すそれぞれの施設に対応した離隔距離のうち最大の離隔距離とする。

ア 少量危険物 ⇒ 3m

イ 可燃性固体類等 ⇒ 条例第34条第2項第1号に規定される空地の幅

ウ 動植物油類 ⇒ 3m

エ 綿花類（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）

⇒ 条例第35条第2項第2号に規定されている距離

オ 廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類

⇒ 条例第35条第2項第3号アに規定されている距離

また、施設間を区画する壁は出入口以外の開口部を有しない耐火構造とし、出入口は自閉式の特定防火設備とする。

5 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第7に定める数量以上の品名のみを合算した数量とする。

【例1】糸類 500,000 kg (500 倍)、綿花類 60,000 kg (300 倍)、ぼろ及び紙くず 800 kg を貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第7に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第7に定める数量以上の糸類と綿花類のみを合算して、合計 800 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。

品名	貯蔵取扱量	別表第7の数量	備考
糸類	500,000 kg	1,000 kg	別表に定められている量の 500 倍
綿花類	60,000 kg	200 kg	別表に定められている量の 300 倍
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、800 倍となる

【例2】綿花類 150 kg、糸類 800 kg、ぼろ及び紙くず 800 kg のように 2 以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第7に定める数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない。

品名	貯蔵取扱量	別表第7の数量	備考
糸類	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
綿花類	150 kg	200 kg	別表に定められている量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定める量未満の場合は、合算しないので貯蔵取扱いの対象外

【例3】条例別表第7の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除く。

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 → 糸類
 500 kg 500 kg 500 kg 500 kg 2,000 kg

その他第1節第1.2を準用する。

6 少量危険物及び指定可燃物を同一場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の規制について

原則、少量危険物と指定可燃物は別施設として取扱うこととし、指定可燃物の中でも条例別表第7に掲げる品名ごとに別施設として規制されるよう指導すること。◆

ただし、同一工程での使用等、やむをえず同一施設で複数の品名の貯蔵又は取扱いを行う場合は、下記によること。

- (1) 原則、各品名ごとにそれぞれの基準に適合することとし、基準が競合する場合はいずれの基準も満足すること。
- (2) (1)にかかわらず、「可燃性固体類等」の空地（条例第34条第2項第1号）等、別の品名であっても同一の規制として規定されている基準については、それらの合算量（条例別表7に定める数量未満は除く。）を基にした規制内容とすること。（例：可燃性液体類 15 倍、可燃性固体類 15 倍、その他の場合 空地の幅 3 m）